

1.昇格時における昇給号給数の調整

・令和5年4月1日に係長から課長代理に昇格した場合(上位区分)

		R5年度		R6年度		R5年度		R6年度	
		R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度		
前年度の級・号給		4-40	5-13	4-70	5-26	4-25	5-1		
前年度の相対評価区分		第1区分	第3区分	第1区分	第3区分	第1区分	第3区分		
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	5	4	5	4	5	4		
	昇給号給数の調整(Y)	-	1	-	0	-	0		
X+Y		5	3	5	4	5	4		
昇格前(4/1)の級・号給		4-45	-	4-75	-	4-30	-		
昇格後(4/1)の級・号給		5-13	5-16	5-26	5-30	5-1	5-5		
4号給とした場合の級・号給(Z)		4-44	-	4-74	-	4-29	-		
Zからの昇格後の級・号給		5-12	-	5-26	-	5-1	-		

【説明】

R5年度に4級45号給から5級13号給に昇格、翌昇給日に前年度(R5年度)の昇格が4級44号給から5級12号給であったものとして、-1号給の調整

R5年度に4級75号給から5級26号給に昇格、翌昇給日に前年度(R5年度)の昇格が4級74号給からであったものとしても5級26号給に昇格となるので、翌年度の調整はなし。

R5年度に4級30号給から5級1号給に昇格、翌昇給日に前年度(R5年度)の昇格が4級29号給からであったものとしても5級1号給に昇格となるので、翌年度の調整はなし。

・令和5年4月1日に係長から課長代理に昇格した場合(下位区分)

		R5年度		R6年度		R5年度		R6年度	
		R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度		
前年度の級・号給		4-40	5-11	4-70	5-26	4-25	5-1		
前年度の相対評価区分		第4区分	第3区分	第4区分	第3区分	第4区分	第3区分		
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	3	4	3	4	3	4		
	昇給号給数の調整(Y)	-	1	-	0	-	0		
X+Y		3	5	3	4	3	4		
昇格前(4/1)の級・号給		4-43	-	4-73	-	4-28	-		
昇格後(4/1)の級・号給		5-11	5-16	5-26	5-30	5-1	5-5		
4号給とした場合の級・号給(Z)		4-44	-	4-74	-	4-29	-		
Zからの昇格後の級・号給		5-12	-	5-26	-	5-1	-		

【説明】

R5年度に4級43号給から5級11号給に昇格、翌昇給日に前年度(R5年度)の昇格が4級44号給から5級12号給であったものとして、+1号給の調整

R5年度に4級73号給から5級26号給に昇格、翌昇給日に前年度(R5年度)の昇格が4級74号給からであったものとしても5級26号給に昇格となるので、翌年度の調整はなし。

R5年度に4級28号給から5級1号給に昇格、翌昇給日に前年度(R5年度)の昇格が4級29号給からであったものとしても5級1号給に昇格となるので、翌年度の調整はなし。

2.降格の場合の昇給調整の流れ

・令和5年4月1日に係長から3級職員に降格した場合(上位区分)

		R5年度		R6年度		R5年度		R6年度	
		R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度		
前年度の級・号給		4-30	3-59	4-70	3-77	4-10	3-39		
前年度の相対評価区分		第1区分	第3区分	第1区分	第3区分	第1区分	第3区分		
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	5	4	5	4	5	4		
	昇給号給数の調整(Y)	-	1	-	0	-	1		
X+Y		5	3	5	4	5	3		
降格前(4/1)の級・号給		4-35	-	4-75	-	4-15	-		
降格後(4/1)の級・号給		3-59	3-62	3-77	3-77	3-39	3-42		
4号給とした場合の級・号給(Z)		4-34	-	4-74	-	4-14	-		
Zからの昇格後の級・号給		3-58	-	3-77	-	3-38	-		

【説明】

R5年度に4級35号給から3級59号給に降格、翌昇給日に前年度(R5年度)の降格が4級34号給から3級58号給であったものとして、1号給の調整

R5年度に4級75号給から3級77号給に降格、翌昇給日に前年度(R5年度)の降格が4級74号給からであったものとしても3級77号給となるので、翌年度の調整はなし。

最高号給のためR6年度昇給なし

R5年度に4級15号給から3級39号給に降格、翌昇給日に前年度(R5年度)の降格が4級14号給から3級38号給であったものとして、1号給の調整

・令和5年4月1日に係長から3級職員に降格した場合(下位区分)

		R5年度		R6年度		R5年度		R6年度	
		R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度		
前年度の級・号給		4-30	3-57	4-70	3-77	4-10	3-37		
前年度の相対評価区分		第4区分	第3区分	第4区分	第3区分	第4区分	第3区分		
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	3	4	3	4	3	4		
	昇給号給数の調整(Y)	-	1	-	0	-	1		
X+Y		3	5	3	0	3	5		
降格前(4/1)の級・号給		4-33	-	4-73	-	4-13	3-42		
降格後(4/1)の級・号給		3-57	3-62	3-77	3-77	3-37	3-42		
4号給とした場合の級・号給(Z)		4-34	-	4-74	-	4-14	-		
Zからの昇格後の級・号給		3-58	-	3-77	-	3-38	-		

【説明】

R5年度に4級33号給から3級57号給に降格、翌昇給日に前年度(R5年度)の降格が4級34号給から3級58号給であったものとして、+1号給の調整

R5年度に4級73号給から3級77号給に降格、翌昇給日に前年度(R5年度)の降格が4級74号給からであったものとしても3級77号給となるので、翌年度の調整はなし。

最高号給のためR6年度昇給なし

R5年度に4級13号給から3級37号給に降格、翌昇給日に前年度(R5年度)の降格が4級14号給から3級38号給であったものとして、+1号給の調整

3.55歳以上の職員

現行制度

上位区分の場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
各年度4月1日年齢	54	55	56	57	58	59
前年度の級・号給	4-50	4-55	4-56	4-57	4-58	4-59
前年度の相対評価区分	第2区分	第2区分	第2区分	第2区分	第2区分	第2区分
昇給号給数	5	1	1	1	1	1
4/1の級・号給	4-55	4-56	4-57	4-58	4-59	4-60

第3区分の場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
各年度4月1日年齢	54	55	56	57	58	59
前年度の級・号給	4-50	4-54	4-54	4-54	4-54	4-54
前年度の相対評価区分	第3区分	第3区分	第3区分	第3区分	第3区分	第3区分
昇給号給数	4	0	0	0	0	0
4/1の級・号給	4-54	4-54	4-54	4-54	4-54	4-54

下位区分の場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
各年度4月1日年齢	54	55	56	57	58	59
前年度の級・号給	4-50	4-53	4-53	4-53	4-53	4-53
前年度の相対評価区分	第4区分	第4区分	第4区分	第4区分	第4区分	第4区分
昇給号給数	3	0	0	0	0	0
4/1の級・号給	4-53	4-53	4-53	4-53	4-53	4-53

改正後

上位区分の場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
各年度4月1日年齢	54	55	56	57	58	59
前年度の級・号給	4-50	4-55	4-55	4-56	4-57	4-58
前年度の相対評価区分	第2区分	第2区分	第2区分	第2区分	第2区分	第2区分
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	5	1	1	1	1
	昇給号給数の調整(Y)	-	1	0	0	0
X+Y	5	0	1	1	1	1
4/1の級・号給	4-55	4-55	4-56	4-57	4-58	4-59

第3区分の場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
各年度4月1日年齢	54	55	56	57	58	59
前年度の級・号給	4-50	4-54	4-54	4-54	4-54	4-54
前年度の相対評価区分	第3区分	第3区分	第3区分	第3区分	第3区分	第3区分
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	4	0	0	0	0
	昇給号給数の調整(Y)	-	0	0	0	0
X+Y	4	0	0	0	0	0
4/1の級・号給	4-54	4-54	4-54	4-54	4-54	4-54

下位区分の場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
各年度4月1日年齢	54	55	56	57	58	59
前年度の級・号給	4-50	4-53	4-54	4-54	4-54	4-54
前年度の相対評価区分	第4区分	第4区分	第4区分	第4区分	第4区分	第4区分
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	3	0	0	0	0
	昇給号給数の調整(Y)	-	1	0	0	0
X+Y	3	1	0	0	0	0
4/1の級・号給	4-53	4-54	4-54	4-54	4-54	4-54

55歳時の昇給号給数の調整

		R5年度	R6年度	
各年度4月1日年齢		54	55	55
前年度の級・号給		4-50	4-55	4-55
前年度の相対評価区分		第1区分又は第2区分	第1区分又は第2区分	第3区分から第5区分まで
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	5	1	0
	昇給号給数の調整(Y)	-	1	1
X+Y		5	0	1 0
4/1の級・号給		4-55	4-55	4-55

昇給号給数が負となるため、0

		R5年度	R6年度	
各年度4月1日年齢		54	55	55
前年度の級・号給		4-50	4-54	4-54
前年度の相対評価区分		第3区分	第1区分又は第2区分	第3区分から第5区分まで
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	4	1	0
	昇給号給数の調整(Y)	-	0	0
X+Y		4	1	0
4/1の級・号給		4-54	4-55	4-54

		R5年度	R6年度	
各年度4月1日年齢		54	55	55
前年度の級・号給		4-50	4-53	4-53
前年度の相対評価区分		第4区分	第1区分又は第2区分	第3区分から第5区分まで
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	3	1	0
	昇給号給数の調整(Y)	-	1	1
X+Y		3	2	1
4/1の級・号給		4-53	4-55	4-54

		R5年度	R6年度	
各年度4月1日年齢		54	55	55
前年度の級・号給		4-50	4-51	4-51
前年度の相対評価区分		第5区分(B)	第1区分又は第2区分	第3区分から第5区分まで
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	1	1	0
	昇給号給数の調整(Y)	-	3	3
X+Y		1	4	3
4/1の級・号給		4-51	4-55	4-54

		R5年度	R6年度	
各年度4月1日年齢		54	55	55
前年度の級・号給		4-50	4-50	4-50
前年度の相対評価区分		第5区分(C・D)	第1区分又は第2区分	第3区分から第5区分まで
昇給号給数	前年度評価反映分(X)	0	1	0
	昇給号給数の調整(Y)	-	0	0
X+Y		0	1	0
4/1の級・号給		4-50	4-51	4-50